

[フランス] 証拠保全Seizureと損害賠償を含む仮差止判決

TGI Paris, 2019年03月07日判決

MERCK SHARP & DOHME CORP. (原告) v. MYLAN社 (被告)

No. RG 17/14664 (事件番号)

竹 下 敦 也*

抄 録 フランスの特許訴訟には、Seizure（日本の証拠保全または査察に相当）があり、また短期間で製造販売の差止がされる仮差止の制度もある。特許訴訟が毎年350件程度提起されているが、その判決内容を日本語で示す機会はこれまで多くなかった。本判決は、仮差止が請求された事案ながら、同じ事案の中で、Seizureと損害賠償が併せて請求され、その措置が命じられた注目すべき判決である。フランス特許訴訟の特徴的な要素を含む本事案をその判決文に沿いながら、フランス特許訴訟制度の説明を試みたい。

目 次

1. はじめに
2. フランスの特許訴訟
 2. 1 フランスの特許訴訟の概要
 2. 2 フランスの証拠保全Seizure (Saisie-Contrefaçon)
 2. 3 損害賠償額の決定方法
3. パリ大審裁判所 2019.03.07判決
 3. 1 事案の概要
 3. 2 請求の内容
 3. 3 判決の内容
4. (補足) 判決後の扱い
5. 本判決の注目点
6. おわりに

1. はじめに

フランスの特許訴訟は強力なSeizureをフランス革命直後より有することで知られる。2004年の欧州指令により欧州各国で同じ趣旨の制度が整備された。また欧州統一特許裁判所の中央

部がフランス・パリに置かれることも2013年の協定署名により確定している¹⁾。

フランスの特許訴訟は、毎年約350件提訴されており（商標意匠は別途約750件）、権利行使に対して活発な国といえる。

本稿では、仮差止の請求事案において、仮差止とともに証拠保全及び損害賠償の命令が下された注目すべき判決を解説する。

2. フランスの特許訴訟

2. 1 フランスの特許訴訟の概要

(1) 制度概要

三審制を取り、特許訴訟は全てTGI Paris (Tribunal Grande Instance, パリ大審裁判所)にて審理が行われる。日本の知的財産高等裁判所と異なり、一審から特許訴訟は全てTGI Paris

* Plasseraud IP, Paris 弁理士
Atsuya TAKESHITA

にて審理される。これらの特許訴訟は、TGI Paris第3部に割り当てられ、これは4つの法廷に分かれている。各法廷は、知的財産の専門家である3人の裁判官から構成される。TGI Parisは2018年5月に新たな裁判所に移転し、現在パリ17区に刑事・民事の法廷50を有する。第二審（控訴）を行う控訴院（Cour d'Appel）及び第三審を行う破毀院（Cour de cassation）はパリ中心1区シテ島のパリ司法宮（Le palais de justice de Paris）にある。第二審は事実審であるが、第三審は法律審である。

欧州特許庁（EPO）を経た欧州特許をフランスで有効化（Validation）した権利に基づく訴訟、及びフランス特許庁（INPI）によるフランス特許に基づく訴訟の両方が存在する。

（2）特許訴訟の流れ

フランスの特許訴訟において、侵害の審理と、権利の有効性の審理は、同じ事案の中で行われる。侵害に対して権利無効の主張がなされた場合には無効の審理が行われ、そこで権利が有効とされた場合に侵害の審理を行い、さらに侵害の認定がされた後に損害額の確定のための審理へと進む。

（3）仮差止

原告は仮差止の請求を行うこともできる。仮差止が認められるために以下の要件をすべて満たす必要がある²⁾。

① 侵害の一応の証拠

侵害が裁判官にとって明白であることの証明として、侵害の明確な一応の証拠が必要とされる。権利の有効性の評価が必要である場合にも、仮差止の裁判官が行い、侵害が明白であるかを判定する。

② 差し迫った侵害

例えば、販売開始の告知など販売が近づいていること、他の欧州諸国におけるジェネリック

薬品の販売は差し迫った侵害とみなされた。

③ 利益の均衡

差し迫った損害の重大性と、請求された差止救済措置の厳格性との比較を行い、仮差止の裁判官が利益の機能について認定を行う。

2. 2 フランスの証拠保全Seizure (Saisie-Contrefaçon)

（1）Seizureとは

Seizureとは、特許訴訟に際して、疑いのある侵害の証拠を獲得する法的手段である。フランス語Saisie-Contrefaçon（セジー・コントルファソン）、英語ではSeizure（セイジャー）と呼ばれる。本稿では、Seizureとする。

フランス革命の直後である1791年に導入され、侵害の証拠を取得する手段として古くよりベルギー・イタリア・スペインでも活用されていた。その簡易でかつ強力な性質からEUにおいても欧州指令2004/48/ECにより各国にて同趣旨の制度を有することが義務付けられた。

Seizureとは、正当な権利者が、侵害訴訟に先立って、相手方の製品、方法に関する技術的、商業的情報を、相手の店舗・工場等で、相手の同意なく、獲得することができるものである（L.615-5条³⁾）。

主体として、特許権者の他、特許出願人（特許公開後）、専用実施権者がSeizureを実施できる。

裁判所命令の案文を、有効な知的財産権がある証明とともに裁判所に提出する。

侵害行為の証拠は要求されず、また明らかに請求が広すぎる者でない限り、裁判官はその請求を認め、通常即日または翌日に命令書が発行される。この手続きはinter-parte（当事者系）手続きではなく、ex-parte（審査系）手続きで行われるため、相手方（被告側）からすると不意打ちのような証拠保全を受けることとなる。

実行時には、裁判所からの命令書を有した執

行吏（英語Bailiff, 仏語Huissier）が専門家としての弁理士を同行する場合が多い。加えて、錠前家・写真家、またデータ取得のためのIT技術者を同行すること、さらに執行力を担保するため警官の同行もある。

Seizureの結果として、以下の詳細な記述（調書）と製品サンプル、各書類を証拠として保全し、裁判での証拠として利用できる⁴⁾。

① 調書

現場にて執行官が見た侵害製品、またはその製造方法を詳細な記述、いわば「調書」にすることができる。

② 製品サンプル

現場にある製品の現物を製品サンプルとして保全できる。その際実費を負担して購入する。

③ 技術書類・営業書類

侵害に関する部分について技術書類を保全することが可能であり、例えば製品マニュアル、設計図等が保全される。また、営業書類として、例えばカタログ・発送書類・売上伝票・送金書類なども保全できる。これらを後の損害賠償算出の根拠にすることもできる。

(2) 秘密情報保持

Seizureにおいては営業秘密情報を含んでいても保全されるが、相手方（被告）は、営業秘密であることを申し立てることができる。その場合、現場では営業秘密の申し立てがあった書類・証拠等を執行吏が封緘して裁判所へ提出する。その後、確保中の書類等を守秘とすることが裁判所より指定された専門家（エンジニア、会計士等）が閲覧し（専門家会議）、侵害と関係ない箇所は隠して提供を受ける（図面・リストの黒塗り等）。一方で侵害と関係ある箇所については法廷に提出される。

なお、判例の蓄積より、Seizureの手續濫用は反訴されSeizureや賠償を命じられる。従って、権利者側は不要な情報を取得しないよう、

すなわち必要な情報と証拠のみを保全するよう留意して実行を行う。

(3) 訴訟の流れ

Seizure実行後、20営業日または31日の長い方までに訴訟を提起することが義務付けられている。この間に訴訟が提出されない場合、Seizureでの保全物は無効となる。また、被告はSeizureによる損失に対して補償を請求できる。

2. 3 損害賠償額の決定方法

(1) 損害賠償額の算出

損害額は実質的に逸失利益により決定され、損害賠償の算出には以下を考慮するとされる。（L615-7条⁵⁾）

- ① 逸失利益及び被害者が被った損失を含む、侵害行為により生じる負の財務的結果
- ② 被害者に生じた道徳的損害、及び
- ③ 加害者が侵害行為から得た知的、物質的及び販売促進の投資利益を含む、加害者が得た利益

具体的には、侵害行為による販売額の評価を行う。この際、特許権者が失った市場を自らの実施行為で満たすことができたかどうかも検討される。特許権者がロイヤルティ収入を得ている場合にはこれも考慮される。上記道徳的損害とは、権利の侵害を受けたことの精神的苦痛、プライバシーや名誉に対する損害とされる。

この損害賠償額を決定する条文は、知的財産権の行使に関する欧州指令（2004/48/EC）⁶⁾に基づき、これを転置したものである。

(2) 訴訟費用の請求

裁判所は訴訟費用の全部または一部の支払いを敗訴者に命じることができる（民事訴訟法700条）。特許弁理士及び弁護士の請求書に基づき訴訟費用を立証することとなる。

3. パリ大審裁判所 2019.03.07判決

3.1 事案の概要

原告MERCK SHARP&DOHME CORP. (以下MSD)は、米国の医薬品研究所MERCK&CO., INC.の関係会社である。医薬品、特に高コレステロール血症の治療薬の開発で長年事業を行う企業である。

MSDは欧州特許EP0720599（出願1994年9月14日、特許付与公告1999年5月19日）を有し、フランスで有効化した。

同欧州特許は2014年9月14日に特許有効期限を迎えたが、実質的に最長5年間の有効期間延長を得られる補充保護証明書（SPC）を2件出願していた。

① SPC No.03C0028

有効成分エゼチミブ（ezetimibe）の販売許可は2003年6月17日に与えられ、エゼチミブに対応する薬剤はEZETROL®という商品名で販売されている。2005年2月4日にフランス特許庁（INPI）によりSPCが付与され、2018年4月17日まで同特許は有効となった。

② SPC No.05C0040

エゼチミブとシンバスタチン（simvastatine）の配合剤の販売許可は、フランスで2005年7月28日に与えられ、対応する薬剤はINEGY®という商品名で販売されている。2006年12月21日にSPCが付与され、2019年4月2日まで有効となった。

MSDのフランス法人であるMSD FRANCEは同社の医薬品のフランスにおける販売を担当しており、このINEGY®を販売している。

被告MYLAN社には、ジェネリック医薬品「エゼチミブ／シンバスタチン マイラン」（EZETIMIBE/SIMVASTATINE MYLAN）について2017年11月22日に製造販売承認が与え

られ、同社は2018年4月18日に製造販売を開始した。

MYLANはこの間、MSDの上記2つ目のSPC No.05C0040が無効であるとして、2017年10月17日、パリ控訴院に提訴していた。

特許権・SPC期限と提訴の関係を図1に示す。仮差止提訴から判決までの流れの詳細（本件訴訟の時系列）については図2に示す。

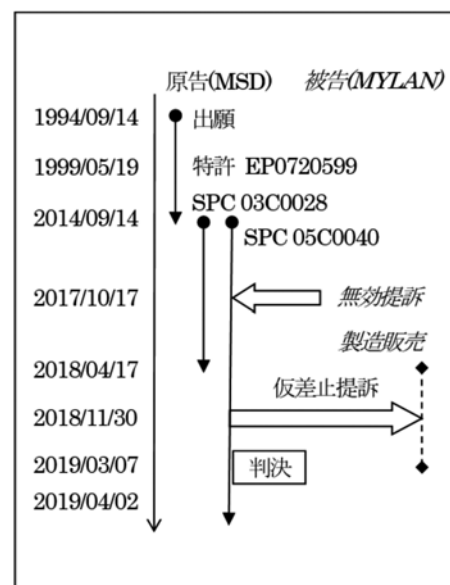


図1 特許権・SPC期限と提訴の関係

なお、ジェネリック医薬品の同業他社は、このSPCの満了（2019年4月2日）を待って製造販売を行うとした。従ってMYLAN社は市場において経済的優位性を持っていた。

MSDは、SPC No.05C0040の存在を挙げて、MYLAN社に2018年10月31日に文書を持って製造販売を中止する要請、すなわち警告状の送付を行っていたが、MYLANは自社のジェネリック医薬品の製造販売を継続することを決定した。

MSDは、2018年11月30日裁判所に対して提訴を行い、2019年2月4日に請求事項を記載した書面を提出した。

3. 2 請求の内容

(1) 原告MSD社の仮差止請求

本件は原告により仮差止が請求されている(L615-3条⁷⁾)。2. 1 (3) で述べた通り、裁判官は、①侵害の一応の証拠、②差し迫った侵害、③利益の均衡を考慮して、決定を下すこととしている。

請求内容は主に、本案審理に向けたSeizureと、仮差止及び損害賠償の要求であり、請求内容には以下を含む。

① 差止

特許期限2019年4月2日まで、製造、輸入、輸出、販売、販売の申出、使用及び所持を禁止する。

② 損害賠償

22.3百万€ (約27億円) の損害賠償金の支払

③ 道徳的損失

④ 製品回収

被告の費用により複製した製品材料 (医薬品組成物) を執行官に引き渡す。

⑤ 公表

裁判所の決定全体を被告の費用において同社ホームページにPDF形式で、フォント20以上、6ヶ月間以上、決定から8日以内に公表すること。(決定8日後から遅延1日につき5千€の違約金)

⑥ 弁護士費用

300,000€ (約3,600万円) の負担

⑦ 証拠保全 (Seizure)

(i) 保全

被告の敷地内及び侵害品がある場所 (工場・倉庫等) において執行官が侵害する製品を押収し、これを適切な保管場所において執行官の管理下に置く。

(ii) 立入者

原告を除き、執行官は警察官や原告の選択する専門家の援助を受ける。

(iii) 専門家の同行

執行官は錠前屋・コンピュータの専門家・及びその事務所にいる者の援助を受ける。

(iv) 作業期間

必要な場合には、執行官が初日の終日を超えて (翌日にまたがり) 作業を継続すること。

(v) 封印

本件特許を複製する製品材料 (医薬組成物) の保存と保護の目的で、執行官が関連製品に封印を施すこと。

(vi) 輸送

保全した物品の輸送のために輸送者や運転者の援助を受ける権限を持ち、保全場所に輸送手段を持ち込む権限を執行官に与える。

⑧ 文書情報提出

侵害製品の出所及び販売経路を特定するため被告が保有する以下のすべての文書及び情報を提出するよう命令すること (L615-5-2条⁸⁾)。なお、Seizure決定8日後から遅延1日につき1万€の違約金を支払うことを条件とする。

(i) 製造業者・販売業者、輸入業者、及びその他の同製品の所有者の名称及び住所

(ii) 生産・輸入・販売・引渡し・受領または注文された数量

(iii) 侵害製品の価格及びその他の利益

(iv) 会計書類

被告が行った侵害行為の範囲を示す監査人の認証を受けた監査書類を2018年4月以降四半期毎に分けて適切な書面形式で提出すること。(決定8日後から遅延1日につき1万€の違約金)

(2) 被告MYLAN社の反論

被告側の反論は、2019年1月16日に以下の通り提出された。

・原告の特許 (SPC) の有効性に重大な問題があることの主張。

・原告のすべての主張の除外。

・弁護士費用50,000€ (約600万円) の負担

その後、2019年2月11日（請求内容書面提出の7日後）に当事者双方の主張についてパリ大審裁判所において口頭審理が開かれた。

なお、この日程は、2018年12月18日に示された当初の手術日程を守って行われた。

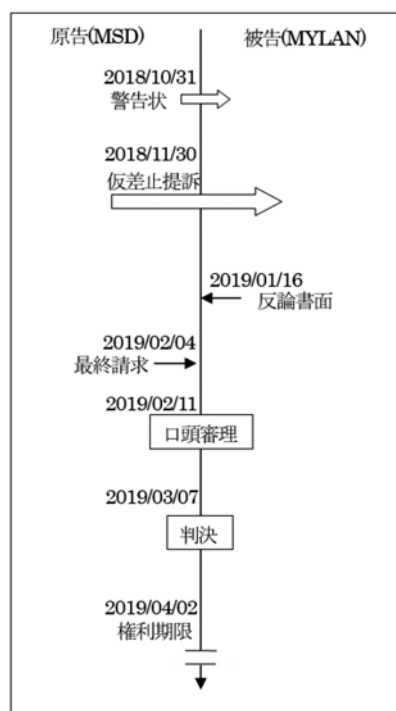


図2 本件訴訟の時系列

3.3 判決の内容

裁判所は本事件に関して以下のように判示した。

(1) 侵害について

特許の請求項17は、コレステロール生合成阻害剤がシンバスタチンの属する群から選択される、請求項16のCoA還元酵素阻害剤からなる群より選択される請求項9、12または15のいずれか一項に記載の医薬組成物に関する。

したがって、このように示されているエゼチミブ／シンバスタチンという配合剤は、必然的に基本特許から生じる発明の範囲内にある。

(2) SPCの有効性について

MYLANはSPCの有効性に疑義があるとし、その証拠を本件特許に係るエゼチミブとシンバスタチンとの組合せの記載は当業者が容易に複製できると主張した。これに対し裁判所は、本件基本特許の出願時にはその組合せは当業者に知られていなかったのであるから、記載不足又は進歩性の欠如を主張することもできないと認定した。

したがって、MSD社はSPC No.05C0040に基づいて独占的に販売する権利を与えられているところ、MYLANは2018年4月18日以降、エゼチミブとシンバスタチンを組み合わせたジェネリック医薬品「エゼチミブ／シンバスタチンマイラン」をMSD社に許諾なく販売することにより、MYLANは侵害をしていると考えられる。

(3) 判決による命令

以下が被告MYLANへ命じられた。

① 差止：認容

特許期限2019年4月2日まで、製造、輸入、輸出、販売、販売の申出、使用及び所持を禁止する。

裁判官は、本件特許期限に近い（判決から1か月以内）ことは差止を命じない正当な理由にはならない旨、また、被告は警告状を受け取ったにもかかわらず製造販売を継続し、他の同業他社は権利の期限まで待つとしたことから、被告の市場における決定的な経済的優位性を生み出した、とした。従って、原告の権利を保護するためには、権利侵害の可能性を考慮すると、差止による法的措置は不均衡ではないと思われ、販売禁止措置が命じられた。

② 損害賠償：認容（減額）

被告の総売上7.2百万€（約8.7億円）を認定し、そのうち粗利益率40%は被告が得た不当利益として原告MSD Franceに対して2.9百万€（約3.5億円）を支払うことを命じる。

売上高算出には、2018年4月から2018年12月までの30錠入り製品200,212箱と90錠入り製品93,080箱の売上高を根拠とし、これに非公表であった2019年1月売上高を評価し合算して算出された。

ロイヤルティ補償として、原告MSD（本社）に支払われなかったロイヤルティを利益損失とし、上記総売上上の20%、1.45百万€（約1.7億円）の支払いを命ずる。

③ 道徳的損失：認容

原告に対する道徳的損失のために、1万€（約120万円）の支払いを命ずる。

④ 製品回収：認容

被告の費用により製造した製品（医薬品）について、薬局を含む流通ネットワークから回収する。（決定3日後から製品毎に100€の違約金の条件）

⑤ 公表：却下

仮差止の段階であり、また取り返しのつかない点から司法上の公表の要請は却下する。

⑥ 弁護士費用：認容（減額）

70,000€（約840万円）の負担を命ずる。

⑦ 証拠保全（Seizure）：認容

(i) 保全

被告の敷地内及び侵害品がある場所（工場・倉庫等）において執行官が侵害する製品を押収し、これを適切な保管場所において執行官の管理下に置く。ただし、被告企業の敷地内のみに限定し、第三者へのSeizureは却下する。

(ii) 立入者

原告を除き、執行官は警察官や警察の代表者の援助を受ける。

(iii) 専門家の同行

執行官は錠前屋・コンピュータの専門家・及びその事務所にいる者の援助を受ける。

(iv) 作業期間

必要な場合には、執行官が初日の終日を超えて（翌日にまたがり）作業を継続すること。

(v) 封印

本件特許を複製する製品材料（医薬組成物）の保存と保護の目的で、執行官が関連製品に封印を施すことができる。

(vi) 輸送

製品の輸送のための輸送者・梱包者・運転者による支援、そして、保全場所に輸送手段を持ち込む権限を執行官に与える。

⑧ 文書情報提出：認容

侵害製品の出所及び販売経路を特定するため被告が保有する以下のすべての文書及び情報を提出するよう命令すること。

(i) 製造業者・販売業者、輸入業者、及びその他の同製品に関する専門業者の名称及び住所

(ii) 生産・輸入・販売・引渡し・受領または注文された数量

(iii) 会計書類

被告が2018年4月以降に行った侵害行為の範囲を示す会計監査人の認証を受けた監査書類を年毎に分けて提出する。（決定8日後から遅延1日につき1,000€の違約金、6か月間継続）

4. (補足) 判決後の扱い

仮差止案件において通常は差止のみを判断し、本案訴訟にて権利の有効性の判断をより綿密に行い、かつ侵害判定を行うことになる。加えて損害賠償の内容を本案訴訟で審理を行う。

しかし、本件仮差止の措置として、本案訴訟を待つことなく、損害賠償の支払いが「暫定的に」被告に命じられた。

判決に含まれるSeizureにより原告は被告の場所において、被告の製品、すなわち侵害疑義品の確保が行われ、また文書提出命令により、損害賠償額の算定基礎となる会計書類等の提出がなされる。

Seizure実施後に、確保された製品の分析を経て、侵害があることが確認された場合には、

仮差止判決で被告が支払った損害賠償額はそのまま原告が保持することとなる。

一方で、Seizure実施後に、製品の侵害がないことが確認された場合には、原告は仮差止判決で受領した損害賠償額を被告に返却することとなる。さらにその場合、仮差止により被告が製造販売を停止された期間に受けた損害額を、原告が被告に支払うこととなる。

なお、本判決の後、本稿執筆時点（2020年2月）において、命令されたSeizure実施後の侵害判定や暫定的な損害賠償に関する決定はいまだなされていない。

5. 本判決の注目点

通常のフランスにおける仮差止案件では、請求する内容は、製造販売行為などの差止に限ることが通常である。また、通常の特許訴訟においては、Seizureは本案訴訟に先立って行われ、そこで確保した証拠に基づき本案訴訟において侵害判定の後に差止と損害賠償の審理を行う。

しかし、本件では、請求内容に仮差止に加え損害賠償、Seizureを請求し、かつ判決でそれらが裁判所命令とされたことに注目すべきである。仮差止請求の6ヶ月後に権利有効期限が迫っていたことがその理由と推察される。

また、仮差止が提訴から3ヶ月以内に判決が出ること自体は通常のことではあるところ、本件では、差止・損害賠償・Seizureの審理をまとめて行いかつ短期間で判決が出ていることも注目できる。なお、通常はSeizure実施後20営業日または31日の遅い方までに訴訟提起がされ、訴訟の審理期間は通常1年半～2年程度とされる。

本件の時系列をより具体的にみると、2018年11月30日裁判所に対して提訴を行い、被告の反論後、2019年2月4日に請求内容の最終書面を提出し、そのわずか7日後、2019年2月11日に当事者双方の主張について口頭審理が行われ、

2019年3月7日に判決がなされた。

差止・損害賠償・証拠保全Seizureを含めて仮差止で提示され、かつかかる早期の判決がなされることに、注目すべきである。日本の権利者として、同様の局面においてかかる早期の判決を意図して提訴すること、一方で被告側として同様の手法にて提訴されうることに留意すべきと考える。

6. おわりに

フランスの特許訴訟制度には、権利者に有利な証拠保全Seizureのみならず、短期で差止の判決が出る仮差止といった強力なツール、そして損害賠償を算定する確たるフレームが存在する。我が国日本企業がかかる制度を原告側として戦略的かつ有効に活用できることを願う一方で、仮に被告側になった場合に迅速かつ適切な対応がとられることを願う。本拙稿がその際の参考となる判例として活用されるとしたら幸いである。

注記

- 1) 川俣洋史, 山崎利直, 竹下敦也, 特許研究, No.55, pp.31-70 (2013)
- 2) Catherine TOUATI, Georges PERIN, Estelle MARCHAND, パテント, Vol.65, No.1, pp.35-47 (2012)
- 3) フランス知的財産法 L.615-5条, 特許庁 参考仮訳 (以下同)

(Seizure)「侵害は、如何なる方法によっても証明することができる。この目的で、侵害訴訟を提起する権限を有する者は、請求により管轄裁判所が発する命令に基づいて、如何なる場所においても、すべての執行官によって、該当する場合は原告が選任した専門家を伴い、侵害商品及びすべての関連書類について、見本の採取を伴い若しくは伴わずに詳細な調査を行い、又は物理的差押を行う権限を有する。当該命令は、侵害と主張された物品が存在しないときは、当該物品に関する書類の実際の差押を許可することができる。証拠の目的で、裁判所は、侵害し

ていると主張された方法の製造又は流通に使用された資材及び書類について、詳細な記述又は実際の差押を命じることができる。裁判所は、命じた措置を、侵害訴訟が後に根拠がないとみなされた場合又は差押が無効となった場合に被告に支払うことになる補償を確保する原告による保証金を条件として執行することができる。原告が所定の期間内に、民事又は刑事訴訟によって、事件の本案に関する本審理を請求しない場合は、財産を差し押さえられた者の請求により、請求人がその請求の正当性を証明する必要なしに、記述を含むすべての差押が取り消されるが、損害賠償及び利益を請求する権利は損なわれない。」

- 4) 竹下, AIPPI, Vol.55, No.11, pp.778-785 (2010)
- 5) フランス知的財産法 第L615-7条 (損害賠償の算出)

「損害賠償及び利益を設定するために、裁判所は、次の事項を個別に考慮する。

- (1) 逸失利益及び被害者が被った損失を含む、侵害行為により生じる負の財務的結果
 - (2) 被害者に生じた精神的損害、及び
 - (3) 加害者が侵害行為から得た知的、物質的及び販売促進の投資利益を含む、加害者が得た利益
- ただし、裁判所は、代替として、被害者の請求により、一時支払金による損害賠償を裁定することができる。この額は、加害者が侵害した権利の使用許可を申請していた場合に適用されるライセンス料又は手数料の金額を上回る。この

額は、被害者に生じた精神的損害の賠償を除外しない。」

- 6) Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights
- 7) フランス知的財産法 L615-3条 (仮差止)「(…)急速審理の申立又は申請により、裁判所は、原告が合理的に利用することができる証拠が、原告の権利が侵害されていること又は当該侵害が差し迫っていることを可能性の高いものにする場合に限り、請求された措置を命じることができる。」
- 8) フランス知的財産法 L.615-5-2条 (証拠保全 Seizureに伴う文書情報提出命令)

「請求があった場合は、本編に規定する民事訴訟の本案を審理する又は急速審理を行う裁判所は、必要な場合は違反すれば罰を科すことを条件として、原告の権利を侵害する侵害製品又は方法の出所及び流通網を決定するために、被告、侵害製品を所有していると判明した者、侵害と主張された行為において使用されたサービスを提供する者又はこれらの製品の生産、製造若しくは流通若しくはこれらのサービスの提供に関与していると報告された者が所有する書類又は情報の提出を命じることができる。書類又は情報の提出は、正当な障害がない場合に命じることができる。」

(原稿受領日 2020年3月2日)